

総務庁長官 山口 鶴男 殿

統計審議会会長 中村 隆英

諮問第244号の答申

平成 7 年に実施される国勢調査の計画について

国勢調査は、我が国の人口の実態を総合的に把握し、各種行政施策立案のための基礎資料等を得ることを目的として実施される指定統計調査で、大正 9 年以降ほぼ 5 年ごとに実施されてきており、平成 7 年に実施される今回の調査は、第16回目のものである。

今回の調査は、10年ごとの大規模調査の中間年に行われる簡易な方法による調査であるが、本審議会は、国勢調査の重要性にかんがみ、調査計画の全般にわたって慎重に審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

今回の調査計画は、前回の簡易調査である昭和60年国勢調査と比べ、一部に次のような変更が加えられたものとなっている。

調査事項については、おおむね前回の簡易調査のものと同様であるが、「世帯主との続き柄」について、世帯類型の多様化に対応するため、選択肢の「父母」を「世帯主の父母」と「世帯主の配偶者の父母」とに区分することとしている。

調査方法については、世帯規模の縮小傾向に対応するとともに、書類の軽量化を図る観点から、従来より小型の調査票にするとともに、高齢者や視覚障害者等のための補助用の調査票を作成することとし、また、調査員の安全対策として、複数の調査員での調査活動が可能な仕組みの導入、指導用書類、関係用品の充実等を予定している。

また、不在世帯等に対する調査の正確性を確保するため、聞き取り調査制度により調査を行った不在世帯等に対して、調査票の郵送による提出を依頼すること等を予定している。

集計事項については、高齢者に関する集計内容の充実、小地域集計の充実等を予定している。

結果の公表については、産業分類の大分類の格付事務を市区町村に分散して行い、抽出速報集計及び第 2 次基本集計を中心に早期化することとしている。

これらについては、最近の社会経済情勢等の変化や調査結果に対する需要に対応して、我が国の人口の実態をよりの確かつ早期に提供するとともに、調査の円滑かつ安全な実施を図るためのものであり、今回の計画は、おおむね妥当であると認められる。

しかしながら、調査のより一層の円滑な実施、調査結果の十分な活用等を図る観点から、今回の調査に関しては、下記 1 の事項について措置する必要がある。

また、下記 2 の事項については、今回の答申までに結論を得るには至らなかったが、次

回の国勢調査の計画に反映させるため、引き続き、計画的に本審議会において検討することとする。

1 平成7年国勢調査における要措置事項

(1) 実地調査の円滑化

ア 不在世帯、面接困難世帯等に対する調査を円滑に行うため、広報活動をこれらの世帯に重点をおいて強化するとともに、これら世帯への周知方法及び接触方法の多様化等調査方法の工夫並びに集合住宅等の管理者等の協力を確保するための方策の充実を図ること。

イ 近年、在留外国人が一層増加しており、これらの者に対する調査を円滑に行うため、調査趣旨の徹底を含め、協力を依頼する関係団体等をさらに増加させる等多様な周知方策を講ずること。

(2) 産業分類格付事務の正確かつ円滑な実施

今回の調査では、結果の公表の早期化を図るため、産業分類の大分類の格付事務を市区町村に分散して行うこととしている。

これについては、従来为国勢調査の各種集計の中でも、機械化が困難で人手に頼らざるを得ない格付事務を伴う第2次基本集計に多くの時間を要していることにかんがみれば、調査結果全体の公表の早期化を図る上で第2次基本集計の早期化が重要であり、その方策として有効なものと考えられる。

ただし、これは、従来の方式を大きく変更するものであることから、分類結果の精度の確保及び市区町村事務の増加を考慮し、次のような措置を十分講じた上で実施するものとする。

ア 市区町村における格付事務に従事する者について調査員経験者等適切な者が採用されるよう指導する、産業の分類が正確に行われるよう格付事務に従事する者に対する演習の実施や分類困難事例集の作成等研修方法、執務参考資料等を工夫する、国及び都道府県における抽出検査を効果的な方法により行う等、従来を精度を確保する方策を講ずること。

イ 地方の実情に応じて調査票の提出期限を延伸する等柔軟な事務処理が可能な計画とするとともに、国の指導・支援の体制の整備及び内容の充実、格付事務以外の調査関係事務の合理化を図るほか、経費面についても必要な措置を講ずる等、市区町村における格付事務の円滑な実施を確保する方策を講ずること。

(3) 調査員の安全対策の徹底

調査員の安全確保は、重要な課題となっており、今回の調査では、複数の調査員での調査活動が可能な仕組みの導入、指導用書類の充実、安全対策のための用品の充実等の対策を講ずることとしているが、これらが効果的に行われるよう、国、都道府県及び市区町村の各段階において、それぞれ十分な指導を徹底すること。

(4) 秘密保護対策の充実

調査対象者の秘密の保護を一層徹底するため、従来以上に、調査票の管理及び調査員に対する秘密の保護の指導を徹底するとともに、調査票の封入提出について調査対象者への一層適切な周知を図ること。

(5) 集計上の留意点

今回の集計計画においては、昭和55年調査における世帯概念の変更に伴いその後の調査で行われていた旧概念に基づく集計結果の再掲という経過措置を廃止することとしているが、長期的な分析の利用に資するため、引き続きこれを実施すること。

2 次回の国勢調査実施上の検討課題

本審議会の諮問第228号の答申「平成2年に実施される国勢調査の計画について」（平成元年11月10日付け統審議第16号）において指摘した①結果の利用、報告者負担の軽減等総合的な観点からの調査事項の改善及び②報告者負担の軽減のため、調査事項の一部について標本調査の手法を導入することの可能性について、引き続き検討するとともに、次の事項について検討すること。

- (1) 就業状態、世帯構成の状況、居住形態等の多様化等の社会経済情勢の変化を的確に把握するための調査内容、集計方法等
- (2) 各種標本調査における需要を勘案した基本単位区別集計の拡充等の標本調査設計のための資料の充実方策
- (3) 国勢調査全体をより効率的に実施するための、試験調査・事後調査と本調査との関係、大規模調査と簡易調査との関係を含めた調査体系の在り方